

発議第1号

平成21年3月13日

庄原市議会議長 様

議会運営委員会

委員長 野崎 幸雄

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2及び庄原市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案を提出する。

(提案理由)

庄原市議会議員定数の減に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例（平成 17 年庄原市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「総務財政常任委員会 11 人」を「総務財政常任委員会 9 人」に、「教育民生常任委員会 11 人」を「教育民生常任委員会 8 人」に、「産業建設常任委員会 11 人」を「産業建設常任委員会 8 人」に改める。

第 3 条第 1 項中「1 年」を「2 年」に改める。

第 4 条第 2 項中「11 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。